

平成20年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成20年11月10日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

- 1. 平成20年11月10日(月)午後3時00分 開会
- 1. 平成20年11月10日(月)午後4時29分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

2番 藤井春雄	3番 佐藤峯夫	4番 伊藤福章	5番 佐藤芳雄
6番 橋村 誠	7番 藤原万正	8番 泉 繁夫	10番 門脇一男
11番 門脇健郎	12番 武藤 威	13番 北村 稔	14番 佐藤文字
15番 田口喜義	16番 熊谷良夫		

計 14名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

1番 大坂義徳 9番 藤田君雄

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 石黒直次	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	監査委員 坂本昇一	
消防長 佐藤富男	消防次長 伊藤正勝	大曲消防署長 高橋庄孝
角館消防署長 菅原達美	消防総務課長 伊藤和美	
角間川更生園長 樫尾正義	介護保険事務所長 佐々木勝	
管理課長 小松英昭	管理課主幹 堂本義則	管理課主席主査 久米 正
管理課主査 藤原忠臣	介護保険事務所主幹 伊藤忠彦	

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 堂本義則

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第27号 公益法人等への大曲仙北広域市町村圏組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第28号 議会の議員及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第29号 平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第30号 平成20年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)
- (5) 議案第31号 平成19年度決算の認定について

副議長 (佐藤峯夫君)

定刻になりました。副議長の佐藤峯夫でございます。会議を始める前に、議長、大坂義徳氏の1日も早い回復を議員各位並びに出席者一同願っておきたいと思っております。

議長に事故がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、暫時の間、議長の職務を行わせていただきます。

これより平成20年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。管理者から「招集のあいさつ」があります。管理者。

管 理 者 (栗林次美君)

招集挨拶の前に一言申し上げたいと存じます。

去る11月4日告示された任期満了に伴う美郷町長選挙におきまして、松田知己氏が無投票で再選を果たされました。当組合副管理者でもある松田町長さんには、当組合を代表し、心からお祝いを申し上げますとともに、引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、大坂義徳当組合議会議長が去る10月31日、交通事故により仙北組合総合病院に入院されており、一日も早い回復をお祈りするとともに、衷心よりお見舞いを申し上げます。

本日、平成20年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いする案件は、あらかじめ送付させていただいている議案書及び説明資料のとおり、条例案2件、補正予算2件、決算認定1件の合計5件であります。各案件につきまして、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りして、当組合の諸般の報告と主要事業の進捗状況についてご報告させていただきたいと存じます。

まず始めに、消防関係について申し上げます。

大曲消防署西分署庁舎建築工事の進捗状況につきましては、10月14日付けで外構舗装工事を発注し、関係する工事すべての契約が完了しており、順調に工事が進められておりますが、当初予定していた庁舎敷地の消雪工事につきましては、ボーリング調査の結果、地下水量が不足していることが判明したことから、これを断念し機械除雪とすることとして大仙市に除雪依頼をしたほか、緊急車両の出入庫に支障がないよう、庁舎に除雪用の中古ホイールローダを備え付けることとして、購入費に係る予算の組み替えをお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。今後の予定であります。来る11月28日に現地にて竣工式を挙行し、新庁舎での業務を12月1日午前0時から開始することとしております。なお、業務開始後の旧3庁舎(神岡分署・南外分署・大曲北出張所)につきましては、これまでの分署統合時の例に従い、管轄する大仙市に無償譲渡することとしております。

次に、10月15日・16日の両日、大仙市大曲の雄物川河川緑地運動公園で実施された緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練につきましては、新潟県を含めた北海道東北ブロック8道県から95機関、200隊、計731名が参加し、災害対策本部の設置訓練及び野営訓練並びに部隊運用訓練を

行っております。この度の訓練は、消防防災機関の実戦的な訓練としてはもちろん、圏域住民の防災意識の高揚を促す絶好の機会であると捉え、これまでの合同訓練にはなかった市民参観型の訓練として実施したところであり、当日は天候にも恵まれ、小中学生約600名のほか消防団員や多くの市民の参観をいただいております、成功裡に終えることができたと思っております。

次に、防火衣100着の更新事業と西分署配備の広報連絡車購入事業につきましては、それぞれリース契約により9月末日までに納品・納車を受けており、事業が完了しております。

消防職員の採用につきましては、9月7日に1次試験、10月6日・7日の両日に2次試験を実施し、10月22日に最終合格者を発表したところであり、来年度採用候補者として、上級職・初級職とも男性4名ずつ合計8名を登録したほか、補欠候補者として男性2名を登録したところでもあります。

また、平成24年度末までの実現を目指し、秋田県内13消防本部を7消防本部に再編する広域化推進会議が開催されたほか、電波法の改正により平成28年5月末までに消防救急無線を現行のアナログ方式からデジタル方式に移行させる必要が生じており、県が中心となり、その整備に係る検討会議が開催されておりますが、本事業には応分の財政負担が伴うことから、今後、詳細が明らかになり次第、議会にご報告しご協議を申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、斎場関係について申し上げます。

年次計画で実施しております火葬炉の補修工事につきましては、本年度は7月16日から8月5日までの期間に、3斎場合わせて約777万円の工事費で完了しております。また、本年度末に定年退職を迎える職員がおり、来年度当初からの業務に支障が生じないようにするため、10月から3月までの期間、大仙市内の民間会社から臨時職員を派遣していただいております。

次に、休日救急医療連携事業について申し上げます。

すでにご案内のとおり、大曲仙北医師会、仙北組合総合病院及び当組合の3者連携により、大曲地区休祭日救急医療センターの機能を仙北組合総合病院内に移転して、休日の初期救急医療を行う休日救急医療連携事業が10月1日からスタートしておりますが、10月の状況につきましては、日曜、祝日5日間で患者数1日平均7.8人、延べ人数39人であり、特に大きな混乱もなくスムーズに事業が移行できたとの報告を受けております。なお、この医療連携事業開始に伴い、組合の共同処理する事務の内容を変更するための規約改正が必要であります。組合構成市町の議会において議決を得て、去る9月25日付けをもって県の許可をいただいております。また、診療所として使用していた大曲保健センター1階の組合所有建物部分につきましては、大仙市から、利用者の利便性維持・向上のためにも建物全体を保健センターとして使用したいとの要望があり、同市に無償で譲渡しております。

次に、へい獣保冷センター関係について申し上げます。

本年7月以降、死亡獣蓄の処理を委託している岩手県の加工処理業者が、悪臭問題や浄化槽の不具合による汚水の垂れ流し問題等により、業務停止や搬入禁止措置が取られ、死亡獣蓄を搬入できなくなるケースが度々生じたことから、これまで対応を同じくしていた湯沢雄勝広域、本荘由利広域及び横手市と協議の上、去る9月16日付けをもって契約を解除し、新たに青森県の加工処理業者と契約を締結したところであります。なお、今次定例会に、新たに生じる運送費及び加工処理料の違いから見込まれる委託料の増額分、並びに死亡獣蓄をトラックに積み込むためのフォークリフトが必要となることから、その購入に係る予算の補正をお願いしておりますので、よろしくお願いたします。

次に、更生園関係について申し上げます。

まず、角間川更生園についてであります。10月8日に実施された県の指導監査では、文書で指摘するような事項はないとの講評をいただいております。

また、新聞、テレビ等でも報道され話題となりましたが、有害物質メラミンが検出された中国製菓子「クリームパンダ」を同園でも8月8日に購入し、提供しておりますが、幸いにも健康被害の報告はありませんでした。園といたしましては、利用者の家族に説明を行ったほか、調理業務を委託している日清医療食品に対し、食品の安全審査にはこれまで以上に十分注意するよう指示したところであります。

次に、後三年鴻声の里の移転改築についてであります。8月5日に施設整備計画一覧表を建設地の美郷町に、また、9月8日に施設整備計画協議書を仙北地域振興局を通じて秋田県障害福祉課に提出しており、これを受け、11月6日には同課による書類審査及びヒヤリングが実施されております。今後の予定であります。12月中には秋田県社会福祉施設等施設整備選定会が開かれ、平成21年度の整備施設がほぼ確定となるほか、3月以降に施設整備に係る補助額や補助内容が確定となる見込みであります。

次に、介護保険関係について申し上げます。

介護保険制度につきましては、本年度は3期目の最終年度となる9年目を迎えておりますが、その間、サービスの利用者、事業所数ともに大きく増加し、地域住民に広く定着してきております。本年9月分のデータによる現況を申し上げますと、65歳以上の第1号被保険者は45,030人、うち要支援・要介護認定者数は第2号被保険者248人を含む7,800人で、そのうちサービス利用者は分類別に居宅サービス4,177人、地域密着型サービス550人、施設サービス1,583人となっており、合計6,310人の方々が生かされていることとなります。サービスを提供する事業所指定などの動向につきましては、平成18年度以降では保険者指定となった地域密着型サービス事業所21カ所をはじめ県指定の41カ所を加えた62カ所の介護サービス事業所が開設されており、休廃止の届出がなされた事業所は31カ所となっ

ております。本年9月末現在、管内全体では80の法人事業者によって、居宅サービス事業所178カ所、地域密着型サービス事業所53カ所、施設サービス事業所24カ所に及び合計255カ所の介護サービス事業所が運営されております。

介護費用につきましては、保険給付費ベースで平成19年度は総額105億6,800万円となっており、対前年比4億7,900万円の増額、率にして4.8%の伸びとなっておりますが、本年度に入ってからの方々の給付費については、前年度を上回る8%から9%台の伸びを示しております。

次に、平成21年度からの3年度間の計画となる第4期介護保険事業計画の策定についてであります。計画策定に当たりましては、被保険者の代表をはじめ、サービス事業者の代表、医療・保健・福祉など関係分野からの推薦者及び構成市町の行政担当者など18人の委員からなる策定委員会を設置しており、去る9月4日に第1回目の会議を開催しております。会議では、管内の状況を報告するとともに、協議事項や計画策定のスケジュールについて説明を行っており、今後、年度内の事業計画策定に向けて2回程度の会議を開催する予定となっております。

以上で、招集の挨拶並びに諸般の状況についての報告を終わらせていただきます。

なお、この会が終わった後、清掃事業組合議会との合同懇談会を予定しておりますが、懇談会を始まる前の時間を頂きまして、去る6月14日発生の岩手・宮城内陸地震において、緊急消防援助隊として救助に参加した当組合消防の活動について15分ほどのビデオ記録で整理いたしておりますので、この活動ぶりを議会の皆さんにご披露させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

副議長（佐藤峯夫君）

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、1番 大坂義徳君、9番 藤田君雄君であります。

出席議員は、定足数に達しております。

ただちに、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において2番 藤井春雄君、4番 伊藤福章君、5番 佐藤芳雄君 を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議案第27号 公益法人等への大曲仙北広域市町村圏組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松管理課長。

管理課長（小松英昭君）

それでは、「議案第27号 公益法人等への大曲仙北広域市町村圏組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が一部改正されたことによりまして、文言の整理を行う必要があることから、公益法人等への大曲仙北広域市町村圏組合職員の派遣等に関する条例の一部改正を行おうとするものでございます。民法に定める公益法人に関する制度が改められ、民間有識者による意見に基づいて非営利法人の公益性を認定するなど、いわゆる公益法人制度改革関連3法の成立により新たな公益法人制度が整備され、関係する法律も改正されることとなったことに伴い、「公益法人等」という文言を「公益的法人等」という文言に改める所要の条文整理を行うものでございます。なお、条例の施行期日は、法律の施行日に合わせ、平成20年12月1日からとするものでございます。

以上、議案第27号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長 (佐藤峯夫君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第27号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第28号 議会の議員及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松管理課長。

管理課長 (小松英昭君)

「議案第28号 議会の議員及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により、議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬に係る支給方法等と異なっていることを明確にするため、同法に定められております議員の報酬に関する規定が、他の行政委員会の委員等の規定から分離され、「報酬」の名称が「議員報酬」に改められたことに伴い、当組合関係条例につ

いても所要の文言の整理を行おうとするものであります。

なお、施行期日は、公布の日から施行することとし、法律の施行日に合わせ本年9月1日から適用するものであります。

以上、議案第28号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長 (佐藤峯夫君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第28号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第29号 平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)」、並びに日程第6「議案第30号 平成20年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松管理課長。

管理課長 (小松英昭君)

それでは、議案第29号及び議案第30号の2議案、平成20年度11月補正予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

議案説明資料3ページの総括表をご覧頂きたいと思います。

今回の補正につきましては、一般会計が919万8,000円、角間川更生園特別会計が92万3,000円のそれぞれ増額補正となっており、合計では1,012万1,000円の増額となり、補正後の予算総額を149億2,936万8,000円とするものでございます。

はじめに、「議案第29号 平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

11月補正予算書の1ページをお開き願います。議案説明資料は4ページからとなります。今回の補正は、総務費と農林水産業費については増額、消防費につきましては組み替え補正をお願いするものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ919万8,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ27億2,209万4,000円とするものであります。

それでは、補正予算の内容について歳入からご説明いたします。

補正予算書の6ページをご覧ください。

歳入5款繰越金は、919万8,000円の増額であり、前年度繰越金の一部を補正計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書の7ページをお開き願います。

歳出2款総務費1項1目一般管理費は、721万5,000円の増額であります。補正の理由であります。社会福祉法人水交会への派遣職員2人が早期退職したことに伴い、総合事務組合の退職手当に係る特別負担金を支払う必要が生じたことから、不足分を予算措置するものでございます。

5款農林水産業費1項1目へい獣保冷センター費は、198万3,000円の増額であります。補正の理由であります。管理者の招集挨拶でも報告がありましたが、本年度途中、死亡獣畜の処理及び収集運搬業務を委託していた岩手県の業者の処理体制に不備が生じたため、新たに処理業務については青森県、収集運搬業務については宮城県の業者にそれぞれ委託しており、これにより見込まれる委託料の増額分と配備が必要となったフォークリフト、中古のフォークリフトでありますけれども、これの購入費を予算措置するものであります。総務費、農林水産業費ともに、前年度繰越金を財源とした補正であります。

6款消防費1項2目施設整備費は、工事請負費と備品購入費の組み替え補正をお願いするものでございます。補正の理由であります。西分署建築に係る経費として地下水を利用した消雪工事費を計上してございましたけれども、水源調査を実施した結果地下水量の不足が判明したことから、消雪工事費の不用額の一部273万円を組み替えて除雪用のホイルローダ購入費に充てさせていただきたいというのが内容でございます。以上が、一般会計補正予算(第2号)の概要でございます。

次に、「議案第30号 平成20年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書の8ページをお開き願います。議案説明資料は5ページとなります。

今回の補正につきましては、放課後生活支援事業費の増額補正を行うものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万3,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ2億5,275万7,000円とするものでございます。

歳入からご説明いたしますので、補正予算書の13ページをお開き願います。

2款分担金及び負担金1項1目利用負担金は、8万4,000円の増額であります。大曲養護学校で実施している放課後生活支援事業の利用者が本年度当初から2人増えたことによるものであります。

7款諸収入1項1目民生費受託金は、83万9,000円の増額でございます。

増員となった放課後生活支援事業利用者の出身市である大仙市からの事業受託金でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書の14ページからとなります。

5款放課後生活支援事業費は、92万3,000円の増額であります。利用者の2人増に対応するため増員いたしました、パート職員1人分の賃金を予算措置させていただくものでございます。以上が、角間川更生園特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

以上、議案第29号及び議案第30号の2件を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

副議長 (佐藤峯夫君)

説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第29号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第30号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第31号 平成19年度決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

「議案第31号 平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、当組合における一般会計と4特別会計、合わせて5会計の平成19年度歳入歳出決算を議会の認定に付するものでございます。決算の内容は、お手元にお配りしております「平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計・特別会計歳入歳出決算書」のとおりであり、去る9月29日、同条第2項及び同法第241条第5項の規定により、当組合監査委員の審査をいただいたものであり、その審査結果につきましては、別冊監査委員から提出されている審査意見書のとおりでございます。

それでは、決算の概要についてご説明申し上げます。議案説明資料の7ページをお開き頂きますとともに、決算書の方も合わせてご参照頂きたいと思っております。

はじめに、一般会計であります。歳入は、予算現額2億8,330万4千円に対し、収入済額が2億8,454万137円であり、予算現額との比較で123万6,137円の増となっております。

一方、歳出は、支出済額が2億6,631万310円で、予算に対する執行率は99.4%となっており、不用額は1,699万3,690円であり、歳入歳出差引額は1,822万9,827円となっております。

歳出では、人件費が76.4%を占めているほか、主な事業として消防費における西分署建設関連経費2,302万1千円、田沢湖分署災害対策支援車配備費1,031万1千円、田沢湖分署はしご車改修費2,782万5千円、西木分署救急車購入費1,801万8千円、東分署ポンプ車購入費2,940万円、また、衛生費における3斎場の火葬炉等補修工事費が707万8千円などとなっております。

次に、後三年更生園特別会計であります。歳入は、予算現額2億5,832万円に対し、収入済額が2億5,777万5,063円であり、予算現額との比較で54万4,937円の減となっております。

歳出は、支出済額が2億5,777万5,063円で、執行率99.8%、不用額は54万4,937円となっており、会計を廃止するために歳入と歳出を同額にして決算したものでございます。

歳出の主な内容は、人件費等通常管理運営経費のほか、臨時的経費として移転改築関連事業費、内容といたしましては、基本設計業務委託費598万5千円、地質調査業務委託費157万5千円、登記業務委託費35万1千円、合わせて791万1千円を支出しております。また、21年度に予定している本体建設工事に充当する財源として、財政調整基金に3,607万4,174円の積み上げを実施しております。

次に、角間川更生園特別会計であります。歳入は、予算現額2億6,908万3千円に対し、収入済額が2億7,506万5,943円であり、予算現額との比較で598万2,943円の増となっております。

歳出は、支出済額が2億6,569万6,922円で、執行率98.7%、不用額は338万6,078円であり、歳入歳出差引額は936万9,021円となっております。

歳出の主な内容は、更生園本体の運営管理費のほか、グループホームや地域療育等支援事業、放課後生活支援事業に要する経費であります。

次に、休祭日救急医療センター特別会計であります。歳入は、予算現額1,862万4千円に対し、収入済額が1,997万1,461円であり、予算現額との比較で134万7,461円の増となっております。

歳出は、支出済額が1,774万8,651円で、執行率95.3%、不用額は87万5,349円であり、歳入歳出差引額は222万2,810円となっております。

内容といたしましては、医師・薬剤師各1人分、看護師2人分、事務員1人体制で

日曜、祝祭日及び年末・年始に出務しており、患者数は、内科277人(40.0%)、小児科416人(60.0%)、合計計693人(1日当たり平均9.76人)の診察内容となっております。

次に、介護保険特別会計であります。歳入は、予算現額117億579万4千円に対し、収入済額が115億7,082万5,642円であり、予算現額との比較で1億3,496万8,358円の減となっているほか、不納欠損額が1,030万8,707円、収入未済額が4,539万6,485円となっております。

歳出は、支出済額が114億4,979万966円で、執行率97.8%、不用額は2億5,600万3,034円となっており、歳入歳出差引額は1億2,103万4,676円となっております。

歳入歳出差引額の内訳でございますが、保険給付費や地域支援事業費の確定に伴い、平成20年度において、国、県、支払基金に対して2,900万円ほどの返還金があること、また、介護給付費等準備基金に積み立てるべき今後の給付財源約3,200万円などが含まれていることから、実質の歳入歳出差引額は5,900万円ほどとなるものでございます。

18年度と比較いたしますと、歳入で約4億6,100万円(4.1%)の増、歳出でも約6億9,900万円(6.5%)の増でございますが、これは、地域密着型介護サービス費の伸びや介護予防サービス保険給付が法改正により新設されたことによる保険給付費の伸び、又、介護給付費等準備基金への積立金が増加したことなどにより、歳入・歳出ともに増額となったものであります。

次に、各会計を合算した総額であります。収入済額が148億817万8,246円、支出済額が146億5,732万1,912円で、収入済額に対する支出済額の割合は99.0%、歳入歳出の差引額は1億5,085万6,334円となり、同額が翌年度に繰越しとなるものでございます。

次に、決算説明資料の9ページをお開きください。

9ページの表は、組合の公債費を示しております。決算年度中未償還元金の額は、消防関係の7億740万2,176円をはじめ、総額7億1,219万745円となっております。19年度中の元利償還金額は、7,905万2,458円であります。

次に、10ページをお開きください。

10ページの表は、財政調整基金の内訳を示す資料として、決算資料とは別に作成したものでございます。平成19年度末現在高は2億1,563万371円となっております。

次のページをお開きください。

11ページと12ページは、平成19年度決算における不用額の主な内訳についてまとめた表となっております。不用額の総額約2億7,800万円のうち、介護保険におけるサービス量が見込みを下回ったための保険給付費の減によるものが約2億1

900万円と、約80%を占めておるものでございます。

以上で、平成19年度決算の概要説明を終わらせていただきますが、ご承知のとおり、一部事務組合は、構成市町から拠出していただいている負担金を主な財源として共同事務を行っております。平成19年度における、市町村負担金総額は39億1,024万5千円であり、歳入総額に占める割合は26.4%でございますけれども、これを介護保険特別会計を除いた4会計で申し上げますと、市町村負担金総額が23億3,636万4千円となり、歳入総額に占める割合は72.2%となっております。

また、先程のご説明の中でも申し上げましたが、介護保険料については不納欠損と収入未済が生じており、前年度と比較いたしますと、不納欠損は金額で46万円程、割合で4.7%、収入未済額につきましては金額で672万円程、割合で17.4%それぞれ増加しております。負担の公平性を保つため、可能な限り未納解消に取り組んでいるところでありますが、今後とも最善を尽くしてまいりたいと存じます。

非常に厳しい各構成市町の財政事情を踏まえながら、今後も常に費用対効果等を意識した予算執行及び事業運営に努めてまいり所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計・特別会計の決算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。

副議長 (佐藤峯夫君)

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので順次発言を許します。15番 田口喜義君。

議員 (田口喜義君)

それでは、平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計・特別会計の決算につきまして質問させていただきます。5款の消防費に関連して、広域消防の救急業務についてであります。1つ目は、救急発生時から医療機関に到着するまでの所要時間、到着までの所要時間の差は管内各地によってどれくらいになるのか。2つ目は、全国平均に近づけるため、更に時間を短縮するためには、どのような施策が必要になるのかについて通告しております。いずれ救急についてでありますので、1分1秒が住民の生命の危機にさらされていることから2つについてお答え頂きたいと思っております。

副議長 (佐藤峯夫君)

答弁を行います。佐藤消防長。

消防長 (佐藤富男君)

田口議員のご質問にお答えいたします。

始めに、救急発生時から医療機関に到着するまでの所要時間についてのご質問についてであります。当広域管内の平均所要時間は35分18秒となっております。

また、各地域によって所要時間にどれくらいの差が生じているのかというご質問で

ございますけれども、広域管内で時間を多く要している救急隊は、西木救急隊が5分0秒で、次いで、田沢湖救急隊が5分24秒、協和救急隊が4分54秒となっております。対しまして所要時間の短い救急隊は、大曲救急隊が2分48秒、次いで角館救急隊が2分18秒、南救急隊が3分18秒となっているところであります。なお、全国平均は、3分12秒となっております。

次に、全国平均に近づけるためには、どのような施策が必要になると考えられるか、と言うご質問につきましては、消防では、第2次救急業務整備計画を平成19年度に策定して、救急救命士の早期養成を図るとともに、計画的に高規格救急車の導入配備を進め、重篤な救急患者に現在行っております高規格救急車に患者を乗せ替えるドッキング搬送、あるいは搬送途中に救急救命士を同乗させるランデブー搬送の解消を図り、時間の短縮を目指しているところであります。

また、指令センターの機能を活用して、事案発生地点と直近の救急隊を瞬時に判断し、受信から現場到着までの時間短縮を図っているところでありますし、現在は一般家庭から通報される119番通報に対応する発信地表示システムを指令センターに構築しておりますが、今後携帯電話から発信された119番通報の場所を特定する、発信地表示システムを早期に導入構築して、現場到着までに要する時間の短縮に努めて参りたいと考えております。さらに、指令センターでは、防災航空隊の出動要請につきましてもマニュアル化してありまして、事案発生場所や事案の形態あるいは救急患者の様態によってヘリ搬送も視野に入れ、医療機関に搬送するまでの時間短縮に努めているところであります。

消防としましては、今後さらに、救急業務の高度化を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、救急患者を医療機関へ搬送するまでの時間短縮に努めて参りたいと考えております。

議 員 (田口喜義君)

今の消防長からの答弁がありましたけれども、一番所要時間がかかっているのが西木分署の55分、次が田沢湖分署の5分24秒、協和分署となっておりますけれども、そうしますと管内で平均値よりもオーバーしている、所要時間がかかっている、いわばパーセンテージはどのくらいになっているのかということと、又、平均値を短縮するためにどのような施策をとっているのかという消防長の答弁の中に、救急救命士の養成ということがありましたけれども、決算書によりますと平成19年度は680万円ほどの養成費を経費に充当している訳ですけれども、実際救急救命士の現状、どの位今出来つつあるのか、そしてどの位の年月がかかるのか、急がなければいけないとすれば、この経費というものは増額してても養成を急がなければならないと思いますけれども、これらについてお答え頂きたいと思います。

消 防 長 (佐藤富男君)

田口議員のご質問にお答えいたします。1番目の救急隊が全国平均より上回ってい

るパーセントはどの位かということでありましてけれども、11隊ある内の8隊は時間を上回っております。

議 員 (田口喜義君)

人口割りにすればどの位になるんですか。

消 防 長 (佐藤富男君)

上回っているのは、先ほど申し上げた西木救急隊、田沢湖救急隊、協和救急隊、東救急隊、西仙北救急隊、南外救急隊、中仙救急隊でありますので、上回っていないのは大曲救急隊と角館救急隊、南救急隊だけであります。人口割りについては、今の段階では解りません。

2つ目の質問でありますけれども、救急救命士は現在、平成20年度で救急救命士従事者が10名であります。平成21年度12名にする予定であります。学校に行きまして国家試験があります。2名ずつ養成しまして平成23年度には17名にしたい。そして田沢湖分署に、2部制であり4人の救急救命士が必要でありますので、その人数に到達した時点で田沢湖分署に高規格救急車を導入したいと考えております。

議 員 (田口喜義君)

消防長から答弁いただいた訳ですけれども、いずれ11隊のうち8隊が平均値を上回っているということでありまして。大曲仙北の医療の現状をみますと、医師不足等で救急指定を取り下げたりしている所もありますので、さらに悪化してくるといふか、救急車で搬送されても医師不足等々でべつの病院に転送されたりということがあると思っておりますけれども、そういう場合、命を助けるという観点からすれば、今現在できることとすれば、救急救命士の養成が急務でないのかなと感じます。その中で1年に2名ずつの救命士の養成と伺っておりますけれども、もう少しスピードを上げた対策は取れないものかどうか、それについてお伺いしたい。

副 議 長 (佐藤峯夫君)

今の質問については、栗林管理者からお答えしてもらいますが、管理者の前に佐藤消防長。

消 防 長 (佐藤富男君)

採用試験時にも救命士の資格を取った方、取ろうとしている方、国家資格を取るには研修所に入校しなければなりません。国家資格の受験資格のある者を採用しております。ただ、採用しておりますけれども、資格を取ってから(1人前になるまで)3年かかります。ということで、最初の計画よりはスピードを上げて採用なり、救急救命講習所に入校させておりますけれども、講習所の方でも人員の定員がありまして、前期、後期1名ずつというのが秋田県全体の大曲仙北に対する割り当てとなっております。

副 議 長 (佐藤峯夫君)

栗林管理者。

管理者 (栗林次美君)

今、消防長が説明したとおりでありまして、消防の現場に張り付いている人を養成していくというコースが一つ、これは国又は県から示された全体の枠の中でここは(大曲仙北は)2人というのが示されております。あともう一つは、広域消防は他の消防にはあまり無いようではありますが、救急救命士の採用枠という考え方で採用試験を行っております。これはいわゆる学校を出てきた人、資格を取っている人が受けに来るわけですが、この枠がありますのでこの枠から少しでも増やしていくという考え方であります。先ほど言ったように学校から出てきた人が1人前になるのが3年位かかるということだと思います。全体計画として救急救命士の確保ということを計画を組んで今一生懸命行っておりますけれども、全体でいきますと定数が255名で現員が245名の体制で現場に張り付いた形で動いておりますので、この職員の数が目一杯のところまで講習に行って資格を取る人、それから新しく採用する人を含めてそうやっておりますので、もし救急救命士をこれ以上増やしていくという計画となると、全体の職員体制の問題、人数を増やしていかないと少し無理なのかなと感じております。いずれ、高規格の救急車をもう1台入れるという計画と、現在の救急車の体制を含めて、分署や西分署等でできるだけ効率を良くしながら、救急車の動きを効率的にするという考え方で、今計画を組んで進んでいるところであります。

議員 (田口喜義君)

消防長と管理者からご答弁頂いた訳ですが、救命士を養成するのがそんなに時間がかかるとすれば、これは私の提案ですが、たとえば看護師を乗車させて、当然病院と救急車とは連絡を密に取りますので、お医者さんの指示で応急措置を出来る体制は取れないものかなと感じたのですけれども、それが1点目と、それと広域消防でも分署の統合が行われておりますけれども、この分署の統合によって逆にサービスの低下、或いは所要時間が多くかかったり、そういうことはないのかということについて最後にこの2点についてお聞きいたします。

消防長 (佐藤富男君)

応急処置につきましては、今乗っている救急隊員、救急隊長が標準課程という250時間の教育を受けた者が応急処置を行っております。

議員 (田口喜義君)

看護師と資格が違うのですね。

副議長 (佐藤峯夫君)

医師の指示を受けた看護師は乗れないのかということですね。

消防長 (佐藤富男君)

救急隊員が、資格を持った消防職員が3名乗車することになっておりまして、その他に看護師を乗せるということは、どこの消防本部でも行っておられない訳であります。乗れないということでもあります。

それから2つ目の分署統合によって停滞しないかというご質問でありますけれども、現在、神岡分署、北出張所には救急車が無かった訳でして、南外に西分署を作ることにより増員になる訳です。それで救急車の無い分署は無くなる訳であります。そういうことから停滞はしないと思っております。

議 員 (田口喜義君)

看護師は、救急車に乗車させられないということですが、そこをルール改正すれば、人の命ですので、もしそれで助かるのであれば(ルールを)改正してもよろしいんじゃないでしょうか。その点について管理者からお答え願います。

管 理 者 (栗林次美君)

調べてみたいと思っておりますけれども、消防長からは制度的にそういう制度になっていないので、おそらく法律の改正ということにつながるのではないのかなと思っておりますが、はっきり解りませんので、問題提起を受けまして検討してご返事を差し上げるようにしたいと思います。

それから、いろいろな形で救急の方が出た場合、病院とのコミュニケーションを良くして受け入れてもらうようなこと、いろいろな工夫を消防ではやっております。逆に病院側から、病院から病院へ搬送するような場合も実際にあるようです。それは病院の業務としてやらなければならない事なんでしょうけれども、どうしても病院の方もいっぱいありますので、これはあまり言えないことではありますけれども、救急車で三次医療的な病院へ運ぶとか、そういう場合もあるようなケースも聞いております。その辺の区分けをあまりはっきりしてしまいますと、病院と消防との信頼関係でやっておりますので、その辺のところを議員の皆様にはご理解頂きたいなと思っております。

副 議 長 (佐藤峯夫君)

次に、通告に従い14番佐藤文子さん。

議 員 (佐藤文子君)

私は、平成19年度決算に関連して、介護保険に関連してお尋ねいたします。

通告してありますので、順次質問いたします。

最初に介護予防サービス給付費についてお尋ねいたします。

介護予防サービスというのは、要支援1・2を対象として行われております。この介護予防サービス給付費は、当初予算から48,360,000円程を減額補正した他に、55,756,401円の不用額を出している訳であります。介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画費、地域密着型介護サービス給付費で当初見込みを大幅に下回っているという決算状況であります。要支援1・2という新たな認定区分となり、それまでの要介護1の中から要支援2に区分されたことによりまして、18年度と比べても要支援者数というのは500人も多くなり1,225人となった訳で、全認定者数の16.1%を占めるに至っている訳であります。そこで質問ですけれど

も、こういった認定者数が大幅に増えているにもかかわらず、この介護予防サービス給付費が見込みを大幅に下回ったという要因について、どのようなことが考えられるのかお知らせいただきたいと思います。

それから、介護予防サービスにはたくさんのメニューがあります。利用の多いメニュー、少ないメニューについてお知らせ頂きたいと思います。

3つ目には、介護予防サービス給付の内容は、厚労省では「要介護度の改善に効果がある」と一生懸命まとめているようでありますけれども、現場では給付制限の手段に過ぎないという指摘が多くなされているのが実態のようであります。特に要支援1・2の皆さんに福祉用具貸与・購入に関わるサービスの大胆な制限を加えられました。利用の多かった介護用ベッドや車イスの取り上げ、貸しはがしなどは大問題になったわけであります。当組合介護保険では、介護用ベッド、車イスの実質取り上げになった方は何人いたものなのかお知らせいただきたいと思います。

質問の2点目は、介護保険料についてです。

来年度、3年に一度の介護保険事業の見直しが行われ、現在その作業を進めているところであると思っておりますけれども、是非値上げを行わないということの立場から言明していただきたいものだと思うわけでありますけれども、この考え方をお聞かせいただきたいと思います。以上2点をお願いいたします。

介護所長 (佐々木勝君)

佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、介護予防サービス給付費についてお答えします。

平成18年度の制度改正によりまして介護予防重視型システムの確立が図られたところでありまして、新たに新予防給付が創設されたところでございます。

これに伴いまして、新しい認定区分として要支援1と2が設けられ、これまでの要支援である経過要介護者の95%が要支援1に、さらに要支援2におきましては要介護1相当と判定された方の中から出現率をおよそ55%程度と積算し、月平均125名程、年度末には1,500名程度が新予防給付の対象者として認定されると見込んでおりました。

しかしながら、実際の要支援の認定率は予想より低くおよそ45%程度の結果となっております。したがって平成19年度末では当初見込みより280人程少ない1,225人となったところでございます。

また、ご質問の平成18年度との比較でございますが、19年度において新たに要支援2の区分が加わったこともあり500人程要支援者の数が増加したことになります。

次に、給付費が見込みを大幅に下回ったことについてでありますけれども、まず1つ目といたしましては、先ほど申し上げましたように要支援の認定者数が当初の見込みよりも少なかったことがあります。また2つ目といたしましては、要支援認定者の

8割程度の方がサービスを利用すると見込んでいたものが、平成19年度末の実績では要支援認定者1,225人に対しまして、実際に介護予防サービスの利用された方は661人と約5割程度の利用にとどまったことが主な要因として考えております。

次に、介護予防サービスの利用の多い、少ないメニューについての質問であります。要支援者は、通常の介護サービスのうち施設サービスを除くおよそ15種類のサービスが利用できるものでございますが、その中でも利用の多いものとしましては通所介護が月平均205人、訪問介護が月平均160人、福祉用具貸与が月平均35人、通所リハビリが月平均20人位の利用がございます。その他少ないメニューとしましては認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護これらのサービスは少なくなっておりますのでございます。

次に、要支援1・2の方への福祉用具貸与についてのご質問にお答えいたします。

要支援1・2、要介護1の介護度の軽い方への車いす、特種寝台などの貸与につきましては「利用が想定しにくい福祉用具」として、これにつきましても平成18年度の制度改正によりまして原則として対象外となったところでございます。しかしながら、介護度が軽い方であっても利用が必要な状態、例えば、車いすの場合「歩行ができない、日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる方」、特種寝台の場合は「起き上がり、寝返りができない方」につきましては、引き続き利用が可能となっておりますのでございます。さらに、平成19年4月の一部改正では利用できる対象者の範囲が拡大され、医師の医学的な判断によりまして利用が必要と認められる方についても利用が可能となったところでございます。

平成19年度中の当広域では、新規利用、継続利用を含め、車いす60件、特種寝台17件、移動用リフト1件、合わせて78件について利用可否の申請協議が寄せられておりますが、内容を検討した結果、すべてのケースについて利用可能としております。従いまして、必要な福祉用具につきましては現在、該当にならなかったケースはないものと考えておるところでございます。

次に、2つ目の保険料の見直しに対するご質問にお答えいたします。

介護保険料につきましては、管理者の行政報告にもありますように高齢化の進展による認定者とサービス利用者の伸びや介護サービス事業所の増加などが確実に進んでいる状況から、制度上、給付費の増額によって保険料の引き上げについても検討課題に出てくるものと考えているところでございます。保険料の算定にあたりましては、高齢者人口や介護認定者、サービス利用者の推計値や介護基盤整備の見込みなどのデータを入力することによって計算します「ワークシート」というものがございますけれども、それによりまして9月に最初の推計を行っておりますのでございます。去る10月3日には、1回目の県のヒアリングが実施されております。この後の作業プロセスでございますけれども、それぞれ年度内

に2回予定されている第4期事業計画策定委員会や、県のヒアリング等の協議を経まして、翌年2月議会に報告いたしまして決定していただくことになると思っておりますのでございます。

なお、第4期事業計画における主な変更点としましては、65歳以上の第1号被保険者の人口割合の増加によりまず見直しに伴いまして、負担割合が第3期の19%から20%に引き上げられることや、介護報酬におきましても、介護従事者の処遇改善を目的として3.0%のプラス改定が見込まれておるところでございます。こうした引き上げの要因がある中で、保険料段階区分の見直しによりまず低所得者への負担軽減措置などができる改正がなされたことや、報酬改定による影響分については被保険者の保険料の上昇を段階的に抑制する措置が講じられることになる予定であると伺っておりますのでございます。

議員 (佐藤文子君)

最初に、要支援の皆さんが認定されたほぼ5割の方が介護予防サービスを受けているんだという風なことで、8割を見込んだが5割に止まっているのが現状だという風なことのようです。こういう方々が、いわゆる5割に止まってしまっているその背景ですね、経済的な問題がどうなのか、また、介護予防サービスのメニュー自体が利用者の要望に見合うサービスの内容になっているのか、こういった点での見込みを大きく下回った背景についてはどのようにお考えなのかお知らせいただきたいと思えます。それから、大変多く利用されている中には、デイサービス等が利用しているんだという風なことのようですが、これはたくさんグループホーム等が出来まして、施設がいっぱい出来ればその分みんな保険料に関わってくる。また高齢者が増えれば保険料に被さってくる。今説明ありましたが、いずれ利用者の負担割合を20%に1%引き上げるといような、最初からこれは保険料を上げると、上げざるを得ないといようなことが考えられる訳ですけれども、最初の答弁でははっきりと保険料は上がるというような答弁ではないようですが、伺ったところ、いろいろ合わせて考えますと、これは上げる方向で検討しているという風に捉えました。しかし、高齢者の皆さんの年金から介護保険、医療保険、県民税、市民税等も天引きになるということが取りざたされている、本当に大変な事態です。介護サービスもお金が無ければ利用できないという事態が進んでおります。そういう風な中で介護保険料を上げるという風なことはなんとかやらないで欲しい。それが出来ないのかと言いますと今回の決算で2億2,600万円程の基金積み立てを行っております。これは、平たく言えば保険料を使わなかったために余ったお金、こういうものをしっかりと活用して保険料の引き上げに影響させないように是非検討していただきたいと思えます。この2点につきまして伺います。

介護所長 (佐々木勝君)

最初に要支援者のサービスの利用状況が50%程度に抑えられているのではないか

というご指摘でございますが、基本的に予防プランというものは、それをすることによって介護が重度化しない、回復が見込まれるという方々が要支援者と認定されサービスを受けるわけでございますけれども、それを執行するところが市町村が設置しております地域包括支援センターということになります。そこが全ての予防プランの窓口ということになっておりますし、介護支援の認定を受けなくても、特定高齢者といわれる方々の予防プラン、さらには一般の高齢者の予防プランにつきましても全て包括支援センターで一元的に対応するというルールになっているところでございます。大仙市におきましては20年度から3カ所になりました。また、仙北市、美郷町には1カ所ずつでございますけれども、いずれ新しい制度でございますのでプランの立て方、それぞれケアマネさん方、研究しながら一生懸命がんばっておられるし、又対象となるお客さんにつきましても健常者でありますので、必ずしも参加する参加しないという本人の意志もあると思います。サービスを実際提供する事業者におきましても、まだまだノウハウが確率されてくるには今少し時間がかかるのではという風に思っておるところでございます。いずれ予防につきましては、行政が責任を持って分担することになっておりますし、介護につきましては一般の事業者がやるという風に大きく2つに分けられている制度でございますので、これからは、担当する機関において研修、検討を重ねながら利用率が上がっていくように指示したいと思っておるところでございます。

それから、保険料についてでございますけれども、給付費の半分が税金、半分が保険料ということで、制度として決まっている訳でございます。そういうことからどうしても国、県、市町村の負担金、40歳以上の被保険者の負担ということになっておるところでございます。なぜ1号被保険者の保険料が19%から20%になるかと申しますと、いわゆる40歳以上の人口の比率の関係でございます。40歳以上の方の人口、全国で7,000万人位と言われておりますけれども、本来40歳から64歳の大人が4,200万人、65歳以上が2,800万人ということになっております。その割合が30:20ということで、それが負担割合という形になっておりとところでありますので、65歳以上の負担が19から20に上がったということは、1人で比較しますと、人口が増えた分だけ同じ割合で負担になっているということが言えることだと思えます。

それから、決算においてお金が、残金があるというご指摘でございますけれど、介護保険につきましては、あくまでも決算主義ということで、保険料がたまたまこの3期では、今ご指摘がありましたように保険料が基金として幾らか残っているところでございますが、それは次の4期の保険料の部分に充当することに決まっておりますので、その分につきましては、計算して出た数字から埋め合わせをして引き下げの財源になると思っておるところでございます。

今最後にお話した、充当して引き下げの財源になるというようなことを言いましたけれども、そういう風に捉えてよろしいですか。

介護所長 (佐々木勝君)

そのようなルールになっておるところでございます。保険料として頂いたものは、足りなければお金を借りて支払いすることになりますけれども、逆に余った場合は次の事業期間に充当していくというルールでございます。

議員 (佐藤文子君)

是非、保険料を上げないと。引き下げという表現も出されましたので、そういう方向での結果を是非とも、下げるといふ風な方向でお願いしたいと思います。

副議長 (佐藤峯夫君)

以上で通告による質疑を終わります。他にありませんか。

(質疑なしの声)

ないと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第31号」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成20年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

